

○国立大学法人秋田大学みらい創造基金研究等支援事業寄附金細則

(令和2年9月25日学長裁定第328号)

改正 令和4年3月31日一部改正 令和6年6月17日一部改正

(設置)

第1条 国立大学法人秋田大学みらい創造基金規程第4条第2項の規定に基づく特定基金として、研究等支援事業寄附金を置く。

(目的)

第2条 研究等支援事業寄附金は、学生又は不安定な雇用状態にある研究者に対する研究等への支援を目的とする。

(事業)

第3条 研究等支援事業寄附金は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学生又は不安定な雇用状態にある研究者が公募により選定されて参加する研究に関するプロジェクトにおいて、その学生又は不安定な雇用状態にある研究者が自立した研究者として行う研究活動に要する費用を負担する事業
- (2) 論文の刊行に要する費用、学会等への参加に要する旅費その他の費用で研究活動の成果を発表するために必要なものを負担する事業
- (3) 大学院に在学する学生又は不安定な雇用状態にある研究者のその専門とする分野に係る研究者としての能力及び資質の向上を主たる目的として、異分野の研究者との交流その他の他の研究者又は実務経験を有する者との交流を促進する事業

(管理)

第4条 研究等支援事業寄附金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

(寄附金の使途の変更の禁止)

第5条 研究等支援事業寄附金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

(事務)

第6条 研究等支援事業寄附金の事務は、広報課が業務内容に応じて、関係部署と連携して行う。

(補則)

第7条 この細則に定めるもののほか、研究等支援事業寄附金の運営に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、令和2年9月25日から実施する。

附 則(令和4年3月31日一部改正)

この細則は、令和4年4月1日から実施する。

附 則(令和6年6月17日一部改正)

この細則は、令和6年7月1日から実施する。